

令和8年度



門真市立第三中学校

入 学 案 内



〒571-0038

大阪府門真市柳田町12番6号

TEL(06)6908-9314

FAX(06)6908-9326

目 次

1. 第三中について	P.2
2. 教育計画	P.3
3. クラブ活動	P.3
4. 学校納入金について	P.4
5. 就学援助制度について	P.4
6. 標準服等の購入について	P.5
7. 生徒指導についてのお願い	P.6
8. 支援教育について	P.9
9. 保健室から	P.10
10. 学校いじめ防止基本方針	P.12
11. 第三中学校校区図	P.16

I. 第三中について

① 令和7年度教育目標・教育の重点

令和7年度学校教育目標

【心を磨く】感じる心、思いやる心をもち、物事を多角的・多面的に考え、

誠実に生きる生徒の育成

【知性を磨く】意欲をもって積極的・主体的に学び、深く考え、行動する

生徒の育成

【身体を磨く】元気で、粘り強く、そしてたくましく社会を生きぬく生徒の育成

令和7年度教育の重点

① 積極的・主体的に学び、深く考え、行動する(生徒も大人も)

② 主体性の土台である安心・安全な学校環境をつくる(生徒も大人も)

② 学校携帯電話番号

門真市内の小中学校では、ご家庭への連絡を携帯電話より発信しています。第三中学校は下記の電話番号です。受付時間は8:00～17:30です。

080-3494-4887

080-3493-4558

080-3495-2522

③ 学校規模(令和7年)

学年等	1年	2年	3年	支援	合計
学級数	4クラス	4クラス	3クラス	3クラス	14クラス
生徒数	125	122	102	14	363

2. 教育計画

① 日課表

午前		午後	
登校	8:30~ 8:40	給食	13:00~13:15
朝学活	8:40~ 8:45	昼休み	13:15~13:30
1限目	8:50~ 9:40	5限目	13:35~14:25
2限目	9:50~10:40	6限目	14:35~15:25
3限目	10:50~11:40	清掃	15:25~15:40
4限目	11:50~12:40	終礼	15:40~15:50
給食準備	12:40~13:00	クラブ活動	15:50~

下校時刻: 17:00 (16:45 のチャイムで片付け) 委員会活動やクラブ活動で延長あり

※自転車通学は原則禁止です。集団登校等は行っておりません。安全な通学路を確認のうえ各自で登校して下さい。

② 主な学校行事(R7実施)

4月 入学式・始業式・身体測定	10月 体育祭・合唱祭
全国学力・学習状況調査(3年)	11月 習熟度確認テスト
5月 各種健診・修学旅行・校外学習	12月 三者懇談・終業式
6月 習熟度確認テスト	1月 始業式、チャレンジテスト(1・2年) 習熟度確認テスト(3年)
7月 三者懇談・終業式	2月 入学説明会 習熟度確認テスト(1・2年)
8・9月 始業式・チャレンジテスト(3年) 習熟度確認テスト	3月 卒業式・修了式

3. クラブ活動

運動部 野球、サッカー、陸上、テニス(男・女)、ソフトボール(女)、バレーボール(女)
バスケットボール(男・女)

文化部 コーラス、創作、演劇、科学、パソコン、多文化研究会(他のクラブと兼部可能)

4. 学校納入金について

本校では保護者の皆様に毎月一定額の学校納入金を納めていただいております。

学校納入金は、学校教育活動を実施するにあたって必要な費用となっておりますので、毎月の納入にご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

① 費目及び月額(令和7年度)

OPTA会費 250円(1家庭)

○生徒会費 300円

○教材費 2,000円(ドリル、ファイル、実習費、学級費など)

計 2,550円(別途、引落し手数料10円が必要です)

※ 上記とは別に、教材費(校外学習費含む)として、

入学式の際に、現金にて10,000円を集金しております。ご準備をお願いいたします。

② 引落し実施金融機関

ゆうちょ銀行にて実施しております。「自動払込利用申込書」で届出された口座より、引落しをいたします。

③ 引落し日等(予定)

毎月10日(10日が土、日、祝日の場合は翌営業日)

※4・8・3月については、引落しはありませんが、5月に4・5月分、9月に8・9月分、2月に2・3月分をまとめて引き落としをいたします。

※令和8年度分の詳しい日程・金額は年度初めにお知らせいたします。

※引き落としができない場合は、現金での納入となります。次月にまとめての引き落としができませんのでご注意願います。

5. 就学援助制度について

① 制度の概要

ご家庭の所得状況に応じて、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。申請用紙は、4月初めに生徒を通じて配布いたします。締め切りを確認いただき、ご提出ください。

② 1年生年間支給額(令和7年度実績)

○学用品費 25,040円

○新入学生徒学用品費 63,000円 ※4月1日付認定者のみ支給されます。

○オンライン学習通信費 15,000円 ※1世帯につき支給されます。

※年間支給額については年度によって変動がございますので、その年度のパンフレットをご確認ください。

③ 就学援助認定基準額

認定基準額(所得金額)により、就学援助が認定されます。就学援助認定の際は、(住民登録上)世帯全員の所得の合計額で判断されますので、詳しくは4月に配布されるプリントをご確認ください。

6. 標準服等の購入について

① 学校標準服等取扱店 タカセ 末広町 35-6 Tel06-6908-3287

ブレザー タイプ1(旧男子用)	26,530 円	ブレザー タイプ2(旧女子用)	24,200 円
冬スラックス	13,900 円	冬スカート	15,500 円
長袖ポロシャツ	4,350 円	長袖ポロシャツ	4,350 円
夏スラックス	12,000 円	夏スカート	14,250 円
半袖ポロシャツ	4,250 円	半袖ポロシャツ	4,250 円

※ セーターは指定しておりません。必要なら紺色Vネック、ワンポイントまでのものを別途
購入するとともに、名札の用意もお願いします。(名札は500円です。)
(タカセで購入することも出来(5,380 円~)、その場合名札は無料になります。)

【体操服等】※体育館シューズ・体操服・スリッパのいずれも旧タイプでもかまいません。

トレーニングシャツ(上)	4,600 円	半袖Tシャツ(ゼッケン)	2,400 円
スラックス(下)	3,640 円	ハーフパンツ	2,800 円
ゼッケン	150 円	体育館シューズ	3,000 円
上靴(スリッパ)	1,400 円		

② カバン取扱店 タカオ商事 K.K. 四條畷市南野3丁目4-7 Tel072-876-1047

※通学カバン・サブバックについては、事前に連絡をしてもらえると、学校でも用意できます。

通学カバン	5,800 円	サブバック	1,300 円
-------	---------	-------	---------

7. 生徒指導についてのお願い

中学校生活を始めるにあたり、希望に燃える子どもたちに対して家庭と学校とが一体となって指導することで、より良い方向に子どもたちが成長されると思います。また、一定のルールなくして全校生徒の生活は成り立たないことをご理解いただき、学校教育にご協力をお願ひいたします。

本校では下記のような点に注意しながら指導を行なっています。ご理解とご協力をいただき、ご家庭での適切なご指導をお願い申し上げます。

指導上の留意点

(1) お子様の交友関係を知ってください。

新しいクラスになり交友関係が広がります。友達の名前や、どこでどんな遊びをしているかなどもお知りおき下さい。

(2) 登下校時刻・帰宅時刻、土日祝日、長期休暇中の過ごし方に注意してください。

☆クラブに参加していない生徒は終礼後すぐに下校します。

☆委員会活動、クラブ活動等、放課後学校に残って活動する場合や、テストの日などは下校時間が通常と異なります。お子様に下校時刻をご確認ください。

☆外出時に①だれと ②どこへ ③何の目的で ④何時に帰宅するか 等をご確認ください。

(3) 登校時の服装、頭髪、持ち物などに気を配ってください。

学校の規定を厳守し、制服には特に十分な配慮をお願いします。

※細かな規定は年度当初にお配りする「三中ガイドブック」に記載しています。よく読んでください。

※制服を買い替える際は必ず制服取扱店(タカセ)で購入してください。

【頭髪】★清潔な髪型を心がけましょう。

○学習や運動のじゃまにならないようにしましょう。

○前髪は目にかかるないようにしましょう。

○肩にかかる場合は、ゴム(黒・濃紺・こげ茶)でくくりましょう。髪飾りは禁止です。

○髪の毛を染めたり脱色したりすること、また、スプレー・整髪料の使用は禁止です。

【上着】★学校指定のブレザーを着用しましょう。

○ボタン・エンブレム・名札を正しくつけましょう。

- ブレザーの下には白のポロシャツ(半・長そでのどちらでも良い)を着ましょう。
- ポロシャツの下には無地で、派手な色ではない肌着を着ましょう。(ワンポイント可、体操服も可)

【ズボン・スカート】★学校指定のズボン・スカートを着用しましょう。

- 不必要的変形はしないようにしましょう。
- ベルトは黒・紺・こげ茶とし、飾りのあるもの、細いもの、編目のものの使用は、避けましょう。
- スカート丈は、直立姿勢でひざが隠れる程度とし、長すぎたり短すぎたりさせないようにしましょう。

【セーター・ベスト】★必要であれば着用して構いません。使用する時期は指定していませんので、体感温度によって各自調整してください。

- 紺色、Vネックのものを着用しましょう。(ワンポイン可)
- セーターのみの登下校は禁止です。ブレザーを着用しましょう。
- 校内でセーター・ベストだけになるときは、名札を付けましょう。

【通学靴・靴下】★学習・運動に適した靴、靴下を着用しましょう。

- 白色を基調とした運動靴を履きましょう。(ワンポイント・ライン可、ひもは白)
※ハイカット等運動に適さない靴は禁止です。
- 靴下は、黒・白・紺・グレーの靴下を履きましょう。(ワンポイント可、ラインは禁止)
※ワンポイントは三本指で隠れる程度までとします。

【防寒具類】★11月頃～3月末まで使用可能です。

コートやジャンパー

- 華美でなく、カバンに入る大きさのものであれば使用可能です。
- 登下校中にのみ着用し、登下校後はカバンに入れましょう。

手袋、マフラー、ネックウォーマー

- 色、柄などの指定はありません。
- 登下校中のみ着用し、登校後はカバンに入れましょう。

タイツ

- 肌色、黒色を着用しても構いません。

(4) 子どもの悩みやモヤモヤしている心を知って下さい。

家庭内で対話を持ち、子どもの考えを聞いてあげてください。学校での不調は家庭と密接に関係しています。学校のこと、友達のこと、身体のこと、色々と悩みがあるかもしれません。

学校も相談に乘りますので、ご連絡下さい。(学校には心理の専門家、スクールカウンセラー[SC]もいます。R7 年度は水曜日に実施しています。R8 年度の実施曜日は未定です。)

(5) 規則正しい生活をさせてください。

学習、遊び、クラブなど計画性を持たせ、自分の生活リズムを作らせてください。最近テレビゲームや携帯電話・スマホ・タブレットなどを使って、長い時間遊んでしまう子どもが増えてます。生活リズムが乱れ、身体のために良くないと思われますので注意してください。

(6) 一日一度は必ず机の前に座り、学習する習慣を身に付けさせてください。

学力は毎日の学習の積み重ねです。小さな努力が大きな力になります。

(7) 学校からの出るプリントなどには必ず目を通してください。

細かい連絡や取り組みの報告などがあります。

(8) 夜間の外出、外泊は絶対にさせないでください。

生活のリズムが乱れ、価値判断が大きく狂ってしまうことがあります。

大阪府青少年健全育成条例

第24条(夜間営業を行う施設への立入制限)

青少年を夜間に立ち入らせてはならない時間帯

16歳未満の者…午後7時～翌日午前5時(保護者同伴の場合は、午後10時～)

第25条(夜間に外出させない保護者の努力義務)

青少年を夜間に外出させてはならない時間帯(16歳未満…午後8時～翌日午前4時)

(9) 学校を欠席、遅刻する場合は、必ず担任に事情を連絡してください。

8:30までに tetoru(連絡アプリ)でお願いします。無断での欠席や遅刻はさせないでください。電話による連絡などは8:00以降にお願いします。tetoru の登録用紙は4月にお配りします。

(10) 休日の服装、遊びなどにも充分に注意してください。

(11) スーパーマーケットやデパートなどへの出入りに注意してください。

大人の想像以上の誘惑があり、大きくくずれる原因になります。

(12) 中学生としての自覚と責任を持たせてください。

(13) 携帯電話・スマホ等は原則持ち込み禁止です。

家庭での使用に関しましても、使用方法・使用時間等しっかり話し合い、フィルタリング等の措置も必ずご活用ください。(近年、スマホによるトラブルや犯罪がかなり増えています。携帯電話・スマホを利用する際はルールを必ず決めておき、お子様の利用状況を把握してください。)

(14) お子様の様子に変化や、ご心配なことがありましたら、ご遠慮なく、早めに学校(担任等)へ連絡、ご相談ください。

門真市立第三中学校 TEL06(6908)9314 (受付:8:00~17:30)

(学校携帯に連絡した場合でも、学校の電話に転送されます。)

8. 支援教育について

本校では、支援学級「チャレンジ」および、通級指導教室「フレンド」を設置して、生徒の支援を行っています。子供たちの発育・発達の過程にともなう困難な状況などを保護者の皆様と協力して、より良い方向へ導くことを教職員一同で目指しています。お困りのことや、相談等がありましたら、本校支援教育コーディネーターまでご連絡ください。

○ 支援学級「チャレンジ」

生徒それぞれの発達の課題に応じて、本校の支援学級において、週の半数程度、学習や自立活動を行います。

○ 通級指導教室「フレンド」

発達上の課題や学習上の困難さがある生徒に対して、本校通級指導教室において、週一時間程度、学習支援やソーシャルスキルトレーニングなどを個別に行います。

○ 本校における主な支援制度

・個別ケース会議…子どもと向き合っていく上の悩みなどを共有し、その支援策として、様々な機関(医療、福祉など)との連携などを考えます。

・校内サポート委員会…様々な課題や困難を抱える子どもたちに対してより良い支援を行っていくために、支援教育だけでなく様々な視点からサポートできるよう検討・推進していきます。

○ 門真市における主な支援制度

・門真市リーディングチーム

子どもの発達上の課題について相談に応じる窓口として、門真市リーディングチームが門真市には設置されています。

・子ども悩み相談サポートチーム

暴力行為等の問題行動や不登校傾向、いじめられている生徒及びその保護者に対して、学校や家庭を支援することで、その課題解決を図ることを目的としている。カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成されている。

9. 保健室から

お子様が充実した中学校生活を送ることができるように、3年間、見守っていきたいと思います。何かご不安やご心配なことがありましたら、お気軽に保健室までお知らせください。

(1) 学校内での病気やけがの処置について

- ◎ 病気…問診・検温などを行い手当てまたは休養など対応します。保健室での投薬・診断はできません。授業への参加が難しいと判断したときは発熱の有無に関わらず早退の連絡をさせていただきます。様子によっては保護者の方と相談の上、一人で下校させることもあります。
- ◎ けが…保健室では、その日に学校で起きたケガの手当てをします。大きなけがは応急手当をした上、ご家庭に連絡します。学校から搬送する場合は、保険証や治療費をご持参のうえ、受診する病院までお願いします。(必ず連絡が取れるよう、保健調査票の連絡先の記入をお願いします。職場等の変更がありましたら隨時お知らせください。)

※学校外のケガ、前日までのケガは対応できませんのでご了承ください。

☆学校でのけが(登下校及びクラブ活動を含む)に対して「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金」が給付されます。手続きをされる場合は書類をお渡しするので、学校までお知らせください。下校後や数日後にご家庭から受診をしたけがも給付対象となります。(発生から2年以内手続き可能)

☆日本スポーツ振興センターの適用となるけがの範囲…診療報酬点数500点以上

☆「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金」の加入は任意です。

同意書の提出をお願いします。 ※詳しくは、入学式でお渡しする説明をご覧ください。

(2) 毎朝の健康観察をお願いします。(検温・顔色・食欲・動作など)

体調がすぐれないときは、悪化しないように受診してから登校するまたは、無理せずゆっくり家で休むようにしてください。欠席または遅刻する場合は、学校までご連絡ください。

下記の病気は感染力が強く他の生徒に感染する恐れがあるので、法律により出席停止とな

ります。兆候（目やになどを伴う目の充血、1週間以上続く咳、下痢嘔吐、発熱など）がみられましたら、必ず受診し医師の許可が出るまで家でゆっくり休んでください。「証明書」をお渡しますので、主治医に記入してもらい、登校を再開する時に提出をお願いします。

第1種 エボラ出血熱、ジフテリア、新型インフルエンザなど

第2種 インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、百日咳、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第3種 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症など

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は、証明書が不要です。

(3) 保健調査票の記入について（配布は入学式時です。）

保健調査票は各種の検診及びお子さまのけが・病気時の参考にさせていただきます。

記入する際、次の事項にご注意ください。

① 緊急時の連絡先は昼間に連絡がとれる番号2つ以上を必ずご記入ください。

（携帯番号だけの場合、連絡が取れないことが多いので、勤務先の連絡先もご記入ください）

② 持病、体質、アレルギーの有無、気掛かりなことなどについてはできるだけ詳しくご記入ください。尚、アレルギーの為、給食の除去食等の対応を希望される場合は、別途書類（診断書など）の提出が必要ですので、お申し出下さい。

③ 電話番号など記入事項に変更があった場合は、必ず学校の方にご連絡ください。

(4) 健康診断について

4月～6月にかけて、健康診断（身体測定、内科、眼科、耳鼻科、歯科、結核、心臓検診、尿検査）が実施されます。各種検診で異常、疾病の疑いが指摘されたら「受診勧告書」を発行します。時間がたつと悪化することがあります。学校生活で配慮が必要なこともあります。お早めに受診お願いします。なお、異常が見られなければ、お知らせはありません。

○ 医療費補助制度

就学援助家庭の生徒で、下記の疾病を学校の健康診断で指摘された場合、治療費が無料になる医療券が使えます。医療券を使う場合は、まず学校で医療券発行のための証明書をお渡しますので、受診する前にお申し出ください。この証明書を必要書類とともに門真市教育委員会に持参し、医療券の発券手続きを行ってください。

眼 科…トラコーマ及び感染性結膜炎、アレルギー性結膜炎

耳鼻科…中耳炎、副鼻腔炎及びアデノイド 歯 科…う歯

内 科…白癬、疥癬、膿瘍疹(とびひ)、寄生虫病

10. 学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校生徒が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげる事が、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならず、学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、生徒や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。しかし、一度いじめが起こると、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた生徒、傍観していた生徒も含めて人と人の信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆されることになります。

本校では、教育目標として『積極的・主体的に学び、深く考え、行動する』『主体性の土台でもある安心・安全な学校環境を作る(生徒も大人も)』を掲げ、「感性を育み、あらゆることを自分のこととして想像できる豊かな心の涵養」「授業づくりへの工夫を通し授業力をアップさせ、生徒の確かな学習力の獲得」「目的をもち楽しい学校づくりを目指した教育活動の精選と推進及び生徒会活動の活性化」「不登校生徒への手立てと新たな不登校生徒を生み出さない取組」の4つを教育の重点として教育を行っています。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、いじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。(いじめ防止対策推進法 第2条)

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 目的 いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組みます。

(3) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、こども支援コーディネーター、各研究部長、養護教諭、各学年主任等

※必要に応じて外部専門家(SC、SSW、学校医等)をメンバーに加えます。

(4) 役割

- ・いじめ事象に対応するうえで「いじめ防止対策委員会」を組織し、チームとして組織的に対応するようにします。
- ・(3)の構成員が密に連絡を取り、複数対応を心掛け、情報を速やかに学校全体のものとする様に取り組みます。(事実または疑い発見→すぐに身近な先生と複数確認→いじめ対策委員会のメンバーに連絡。)
- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの加害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正を行う役割

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切にする感性や意欲・態度を育てる道徳・人権教育の充実を図るとともに勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、生徒一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながりを確かめることができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、これまで行ってきた学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直し、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるように再構築を図る必要があります。そのためには、本校では、次のような取組を進めます。

- ① いじめ未然防止のために、必要に応じてケース会議などをおこない、生徒の様子の把握に努めるようにします。
- ② 学級内の班などを活用し生徒同士がつながっていくように取り組みます。
- ③ 開発的生徒指導の観点から、自己肯定感を育む行事の設定を企画していきます。
- ④ 特別の教科道徳の時間を中心に、いじめを許さない雰囲気が学校内に生まれるよう取り組みます。
- ⑤ 各教科の指導の中においても、いじめを念頭に置いた指導を心掛けていきます。
- ⑥ 教職員の人権意識をはぐくむ研修を計画実施していきます。

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切です。そのためには、子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる必要があります。子どもの変化に気づかずにはじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・学校生活アンケートを実施(年三回)し、アンケート後は教育相談などの機会を設け、生徒の様子を掴むようにします。
- ・いじめの疑いがある場合は、情報取集を速やかに行い、管理職へ報告し、管理職はすぐに対策委員会を開くこととします。

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの生徒への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげていくことも大切です。生徒の気持ちを受け止めて、的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、この「組織」が責任を持って問題の解決にあたることになります。そのため、本校では以下のような取組を進めます。

- ・いじめ対策の校内組織を設置します。
- ・子どもの主体性を尊重するとともに、まず子どもの話を充分に聞きます。
- ・いじめを受けた生徒および保護者への支援を「いじめ対策委員会や当該学年担当教員」が中心となって対応します。
- ・いじめを行った生徒への指導、および保護者に対しての助言を「いじめ対策委員会や当該学年担当教員」が中心となって行います。
- ・いじめを行った集団への指導、および傍観者の集団への指導を行います。
- ・いじめへの対応の後、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認します。
- ・解決後も、学校全体で継続的に見守り、いじめの再発がないか検証します。

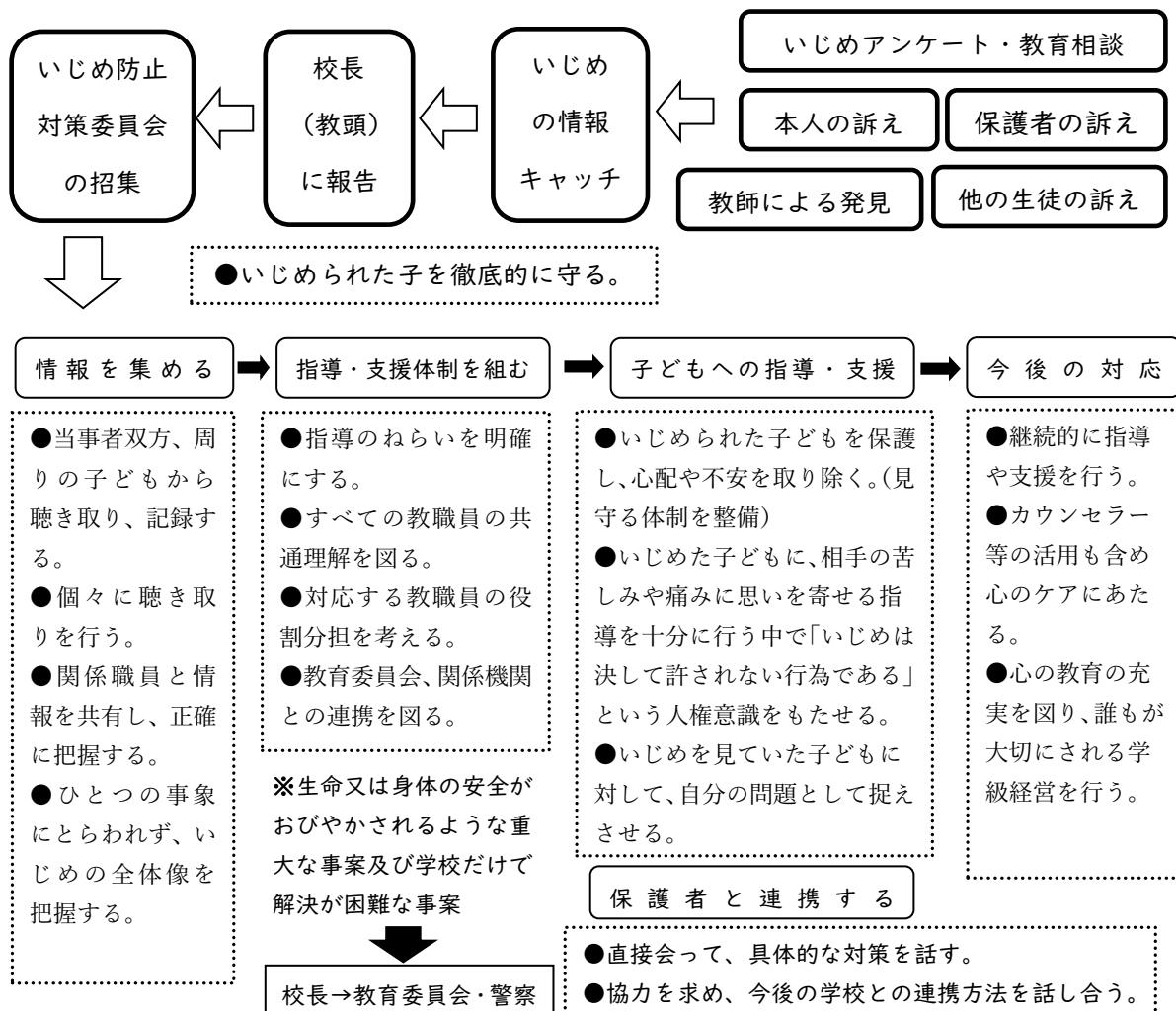
7. 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、生徒が相当の期

間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき、直ちに市教育委員会へ報告を行います。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを發揮し、市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ対策防止委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。

8. 組織的ないじめ対応の流れ



II. 第三中学校校区図



*門真小学校校区… 元町 本町 栄町 殿島町 新橋町 柳町

*速見小学校校区… 末広町 速見町 寿町 古川町 深田町 松生町 桐原町 桑才新町